

| 非課税対象資産 | 地方税法 第348条 | 市税条例 | 添付書類 |
|--|---------------|--------|---|
| 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産 公益社団法人、公益財団法人が図書館において直接その用に供する固定資産 公益社団法人、公益財団法人、宗教法人が博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産 | 第2項第9号 | 第56条 | 定款、認可証の写し等 |
| 医療法人等が設置する医療関係者の養成所にて直接教育の用に供する固定資産 | 第2項第9号の2 | 第56条 | 定款、法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等 |
| 社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産 | 第2項第10号 | 第57条 | (施設例) 救護施設 授産施設 |
| 社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産 | 第2項第10号の2 | 第57条 | 小規模保育 保育所 児童養護施設 |
| 社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産 | 第2項第10号の3 | 第57条 | 児童発達支援センター 認定こども園 養護老人ホーム |
| 学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産 | 第2項第10号の4 | 第57条 | 特別養護老人ホーム 福祉ホーム 身体障害者福祉センター |
| 社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産 | 第2項第10号の5 | 第57条 | 老人デイサービス 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 |
| 社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産 | 第2項第10号の6 | 第57条 | 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 |
| 社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産 | 第2項第10号の7 | 第57条 | 事業所内保育事業等 救急病院 一般診療所 |
| 更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産 | 第2項第10号の8 | 第57条 | |
| 介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産 | 第2項第10号の9 | 第57条 | |
| 児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産 | 第2項第10号の10 | 第57条 | |
| 農業協同組合法、消費生活協同組合法及び水産業協同組合法による組合及び連合会が所有・経営する病院及び診療所の用に供する固定資産 農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有・経営する家畜診療所の用に供する固定資産 | 第2項第11号の3 | 第58条 | |
| 健康保険組合等が所有・経営する病院、診療所、保健施設の用に供する固定資産 | 第2項第11号の4 | 第58条 | |
| 社会医療法人が救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産 | 第2項第11号の5 | 第58条の2 | |
| 公益社団法人、公益財団法人が学術研究の用に供する固定資産 | 第2項第12号 | 第56条 | |
| 独立行政法人労働者健康安全機構が所有・経営する療養施設の用に供する固定資産 | 第2項第16号 | 第56条 | 定款、認可証の写し等 |